

木造住宅の耐震改修費用を補助します！

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅で、耐震診断の結果、耐震性能が不足すると判定された住宅について、補強計画に基づき、『住宅全体の耐震改修工事』『部分的な耐震改修工事』のいずれかを実施するにあたり補助を受けることができます。

●補助対象となる住宅● 次の各号すべてに該当するものとします。

- (1) 3階建て以下の木造で、在来軸組工法又は伝統的構法、枠組壁工法による自ら居住するために所有する一戸建て住宅
(併用住宅の場合は、延べ面積の1/2以上が住宅の用に供されているもの)
- (2) 敦賀市木造住宅耐震診断等促進事業等による耐震診断の結果、診断評点が1.0未満と判定された住宅
- (3) 過去にこの事業の補助を受けて、耐震改修又は耐震シェルター設置を行っていない住宅

●申込できる方● 次の各号すべてに該当するものとします。

- (1) 上記の木造住宅の個人所有者で、当該住宅に居住する又は耐震改修後に居住を開始する方
- (2) 敦賀市税の滞納のない方
- (3) 国又は地方公共団体等の他の補助事業の補助金等の交付を受けていない方
ただし、補助対象部分と他の事業による補助対象部分を明確に区分できる場合を除く。



住宅全体の耐震改修工事

[補助金額] **最大140万円 (対象工事費の80%以内)**

※対象工事費は設計、工事監理費及び消費税を除きます。

※『高齢者世帯』の場合は、**最大175万円 (対象工事費の100%以内)**となります。

※『診断評点の区分の変更を伴う別補強プランの再作成』の場合は、最大150万円 (対象工事費の80%以内) となります。

[対象となる改修工事]

改修後の住宅全体の診断評点が改修前の評点を上回り、かつ次の各号のすべてに該当するもの

- (1) 次のいずれかに該当するもの
 - ① 改修後の診断評点を **1.0以上** 又はこれと同等以上とするもの
 - ② ①による工事の実施が困難な場合で、改修後の診断評点を **0.7以上** とするもの
- (2) 福井県木造住宅耐震診断士が補強計画を行ったもの
- (3) 福井県木造住宅耐震診断士が工事監理を行い、改修後の耐震性能について、工事完了後に耐震診断士等の証明を受けたもの

部分的な耐震改修工事

避難時間の確保が目的であり、地震時にご自宅が倒壊や圧壊、破壊しないことを確約するものではありません。

[補助金額] **最大140万円 (対象工事費の80%以内)**

※対象工事費は設計、工事監理費及び消費税を除きます。

※『高齢者世帯』の場合は、**最大175万円 (対象工事費の100%以内)**となります。

※『診断評点の区分の変更を伴う別補強プランの再作成』の場合は、最大150万円 (対象工事費の80%以内) となります。

[対象となる改修工事]

改修後の診断評点が改修前の評点を上回り、かつ次の各号のすべてに該当するもの

- (1) 特定居室(※1)の部分診断評点(※2)が **1.5以上** となり、基礎および床の仕様が敦賀市木造住宅耐震改修促進事業補助金交付要綱で定める基準を満たすもの。
さらに、建物全体の1階の評点が0.4以上となるよう努めること。
- (2) 福井県木造住宅耐震診断士が補強計画を行ったもの
- (3) 福井県木造住宅耐震診断士が工事監理を行い、改修後の耐震性能について、工事完了後に耐震診断士の証明を受けたもの

〔 ※1 特定居室／直接外気に接する避難上有効な開口部を有し、長時間過ごす居室で、1階にあるもの 〕

〔 ※2 部分診断評点／部分的な耐震改修工事を行う範囲において耐震診断（一般診断法）に準ずる構造評点 〕

補助対象となる工事

- 基礎の補強工事
- 耐力壁の新設及び改修工事
- 耐力壁の新設・改修に伴う建具工事や設備工事
- 上部構造評点改善のための屋根工事
- 水平工面の剛性を高める床面補強工事
- その他必要と認められる工事



補助対象とならない工事

- 耐震改修工事と関係のない内外装、建具、設備等のリフォーム工事
- 躯体以外の劣化度を改善する工事
- 改修箇所以外の防腐・防蟻工事、腐朽・蟻害部材の取替工事
- 仕上材等のグレードが著しく上がる工事
- 耐震改修工事と関係のない仮設工事
- 工事中の引越し、仮住まい等の費用

申込方法

敦賀市木造住宅耐震改修工事促進事業補助金交付申請書を住宅政策課へ提出してください。
※申請書は、住宅政策課でお受け取りいただくか、ホームページからダウンロードしてください。

受付期間

4月28日（火曜日）から受付開始 ※先着順
午前8時30分 ～ 午後5時15分
予算に達し次第受付終了



注意事項

- 住宅金融支援機構の『リバース60』を活用した耐震改修融資について、金融機関の利子補給制度を利用する場合は、補助金額は異なります。別途お問合せください。
- 耐震改修工事の請負契約の締結は、市から補助金交付決定通知書を受け取るまでは行わないでください。
- 改修工事は、令和9年2月28日までに完了していただく必要があります。
- 改修工事完了後に、完了実績報告書を提出していただく必要があります。

お問合せ先

敦賀市建設部住宅政策課 住宅政策係
敦賀市中央町2丁目1番1号（市役所3階）
電話番号 0770-22-8141

